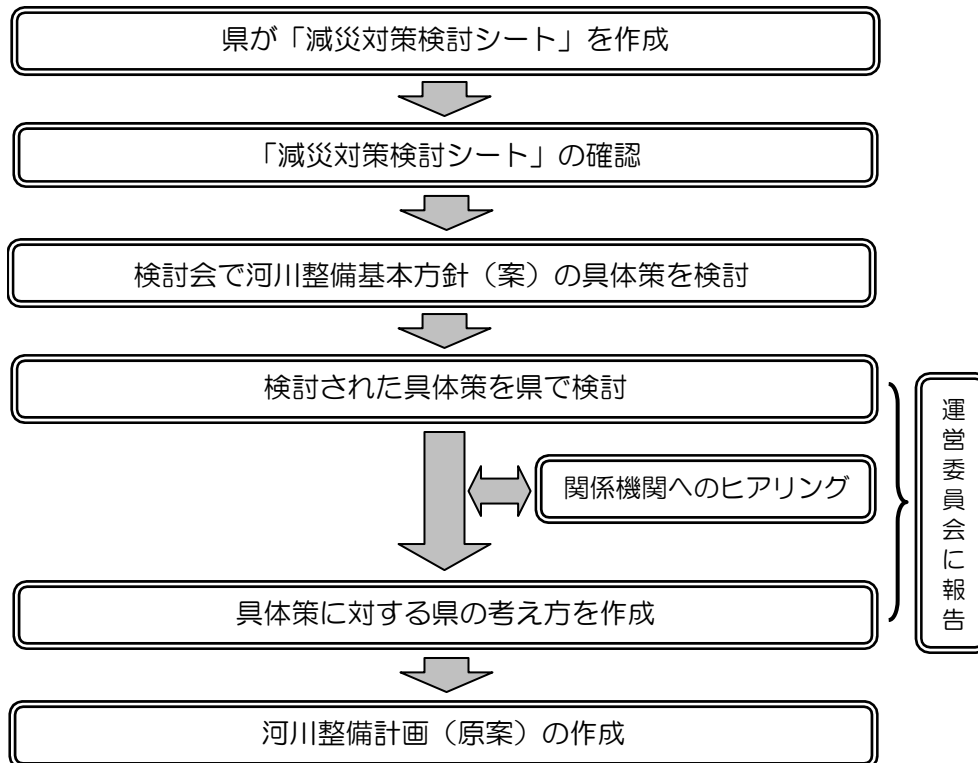


1 目的

武庫川の治水対策は、河川整備基本方針（案）に記載したように「河川対策」、「流域対策」、「減災対策」の3つで構成されている。これまで「河川対策」、「流域対策」については委員会や総合治水WTで具体的な検討を行ってきたが、「減災対策」については、方針のみの検討となっている。そこで平成 21 年 9 月に河川整備計画（原案）の審議をスタートさせる前に、「減災対策検討会」を設置し、整備計画に記載する項目の具体策について検討することとする。

2 進め方



3 検討対象地域

武庫川流域圏（尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、神戸市、三田市、篠山市）

4 減災対策検討会メンバー（案）

- ・流域委員会の委員からコアメンバー（5名程度）を決める
- ・流域委員会委員の参加は自由
- ・県：武庫川企画調整課、宝塚土木事務所（5名程度）
- ・ファシリテーター（第3者）の設置

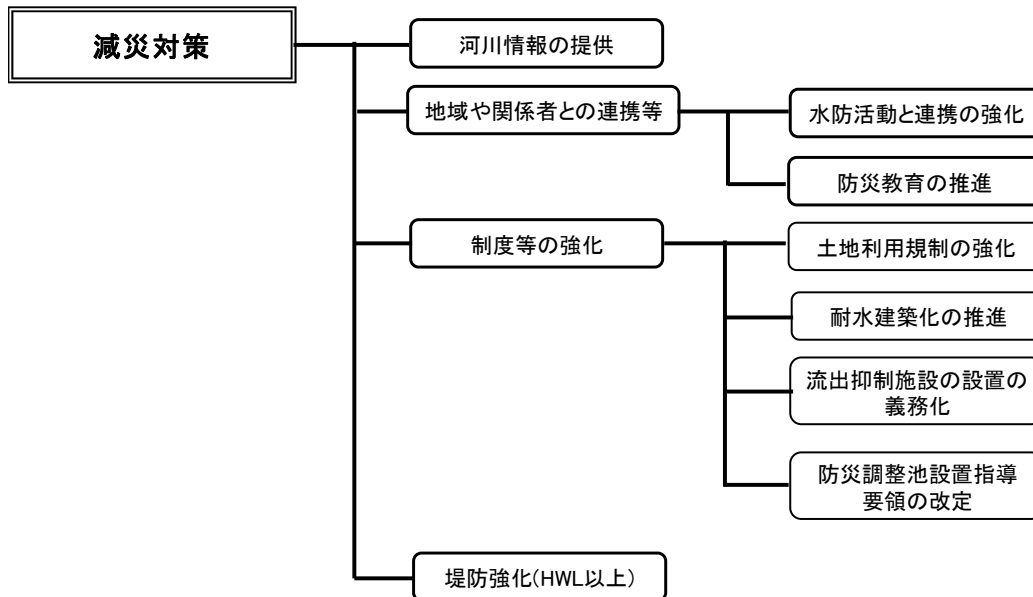
5 （仮称）減災対策検討会の公開

- ・検討会は非公開とする。
- ・検討資料は、関係機関で閲覧可能にすると同時にHPにアップする。

6 スケジュール

- 平成20年10月～平成21年5月 2カ月に1回 全4回（運営委員会と同じ日に開催）
 - 第1回 10月 「減災対策検討シート」の確認
 - 第2回 12月 河川整備基本方針（案）の具体策を検討（その1）
 - 第3回 2月 河川整備基本方針（案）の具体策を検討（その2）
 - 第4回 4月 河川整備基本方針（案）の具体策を検討（その3 検討会としてのまとめ）
- ※以降の県の検討状況は運営委員会で報告

7 減災対策の骨格（案）



減災対策検討シート(案)

整備計画における減災対策の項目	河川整備基本方針(案)	具 体 策			
		流域委員会の提言	検討会での(案)	具体策の位置付け	理由
河川情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 情報伝達システムは、豪雨時において確実に伝達できるように構築する。 ●平常時からの防災情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> 水防上重要な箇所の見直しは河川工事の進捗にあわせて洪水期前までに随時見直し、現場に意味のある情報とする。 浸水想定区域図で示される浸水深を街中にポールや自治体掲示板横など街区単位程度で細かく表示する。 過去に浸水履歴のある箇所を整備計画期間中に安全性が向上しない箇所については、豪雨時に浸水の可能性があることを示す標識等を設置する。 計画高水位(HWL)を堤防や高水敷にラインで示す。 地域にとって必要不可欠な災害防止、減災対策をわかりやすく伝え、総合的かつ効果的な対策を伝え実践していく仕組みが必要である。 			
地域や関係者との連携等					
水防活動との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 水防情報の充実等による水防活動との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 限られた条件の中で効率的な水防活動を展開し、河川施設を守り、さらには流域住民を手際よく避難誘導するかが重要である。 流域各自治体における地域防災計画は①限られた条件の中で効率的な水防活動の展開、②手際よい避難誘導の視点での再点検が強く望まれる。 			
防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 流域関係市が自主防災組織等を対象として行うハザードマップを活用した防災教育、地域住民も参加した防災訓練等により平常時からの防災意識の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の命は自分で守るための工夫が重要であり、近隣コミュニティの共助のあり方をとらえ直し、具体的な実践目標を持つ必要がある。また速やかな避難が最大の防御であることを十分に理解する必要がある。 形式的知識を生活者としての具体的知識に置き換えるためには、過去の災害から学ぶ「防災文化ワークショップ」が極めて有効である。 河川防災ステーションは水防活動の拠点となり、通常時も一般の利用が行なわれ、河川を軸とした文化活動の拠点として、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域に整備すべきである。 			
制度等の強化					
土地利用規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水危険区域 <ul style="list-style-type: none"> 河床より地盤高が低い地域は超過洪水時に大きな被害が予想されるため、これらの区域を明確にし、宅地利用の見直し、建築規制、建築の耐水化策を含めた対応策の実施が必要である。 ●森林の保全 <ul style="list-style-type: none"> 保安林制度、開発規制を活用して森林域をこれ以上減らさないような量的な保全が推進されるべきである。 ●開発の規制強化 <ul style="list-style-type: none"> 都市開発や宅地開発に対する適切な開発規制と雨水流出抑制のための指導や規制が必要である。 長期間未利用地として放置、留保されるのであれば、少しでも武庫川への流出抑制を図る土地として活用するべきである。 			
耐水建築化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、地域住民の住まい方の転換を促す 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅建築は一階部分をピロティや車庫として計画し非常時に2階以上の階にスムーズに移動できるよう耐水建築化を促進する。 浸水危険度の高い地区については、再開発事業のような制度を整備し、再開発や区画整理手法により街区単位の耐水街区化を促進する必要がある。 			
流出抑制施設の設置の義務化	<ul style="list-style-type: none"> 各戸貯留等と同様に付加的な流出抑制効果が確保されるよう取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿川の大規模公共施設、学校、事務所、工場、マンションなどの新設時には、各種補助を用いた多目的遊水地や地下調節池の設置促進や一時貯留浸透施設の設置を義務づける。 			
防災調整池設置指導要領の改定	<ul style="list-style-type: none"> 開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して設置を指導するとともに、現存する防災調整池の機能が維持されるように努め、必要に応じ機能強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以下の開発に免除されている調整池設置の義務化や治水施設としての恒久化に向け指導要領及び技術基準の改正を行うべきである。 			
堤防強化(HWL以上)	<ul style="list-style-type: none"> 技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の整備レベルを超える洪水によって堤防越流が起こっても、堤防強化によって少なくとも「堤防の決壊」だけは防いで、致命的な被害にならないようにしなければならない。 			

減災対策検討会で具体策を検討する。

検討会で整理された具体策について、県が整備計画位置付け等の検討をする。